

9条2項を変えざるな

自民党新憲法草案批判

11月22日、自民党の大会で新憲法草案が採択されました。8月1日に発表された第1次案と大差はありませんが、前文が入ったのが大きな違いです。肝心の9条については若干の修正があります。

まず大きく変わったのは、9条1項を現行憲法どおりとしたことです。したがって、第1次案では、戦争は「永久に行なわれない」となっていたのですが、今回の案では、戦争は「これを放棄する」とあらためら

れ、戦争放棄は維持されました。問題は2項です。ここも第1次案と同じように、自衛軍を保持するということが、自衛軍は「わが国の平和と独立並びに国および国民の安全を確保するため」という任務のほかに「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」と「緊急事態における公の秩序を維持し、または国民の生命若しくは自由を守るための活動を」とされています。

第1次案には「国際法規及び国際慣例を遵守して」国際活動を行うという文章がありました。これはなくなりまし

た。戦争を放棄しながら軍隊を持つというのも矛盾した

考え方ですが、おそらく自衛の戦争は放棄しないということでしょう。

現行憲法では、戦争放棄のほかに戦力不保持と交戦権否認が定められているので、自衛の戦争もできないことになっているのですが、しかし、9条2項が変更されると、自衛戦争が公然と行われ、さらに、自衛の名の下に侵略戦争まで行われる危険もないとはいえません。問題となっていた集団的自衛権は明文化されていませんが、軍隊である以上集団的自衛権を持つのは当然という解釈がすでに出ていますし、安全保障基本法を別に作るという案もあります。「国際法規及び国際慣例を遵守して」が消えてしまったのも気になる点です。

これを削ったのには、国連の決定がなくても海外へ出動するという含みがあるのではないのでしょうか。

憲法あれこれ 8

一橋大学名誉教授 浜林 正夫

